

八王子市再生可能エネルギー導入検討会設置要綱（平成24年9月20日施行）

（設置）

第1条 地球温暖化対策の取り組みとして、八王子の特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図るため、市内における再生可能エネルギーの導入可能性調査の結果を踏まえ、市民、事業者、有識者など様々な視点からの意見を聴取し、効果的な導入方法などを検討するため、八王子市再生可能エネルギー導入検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- （1）市内における再生可能エネルギーの普及促進に関すること。
- （2）市内における再生可能エネルギーの事業化に関すること。
- （3）その他検討会の目的を達成するために必要と認められる事項。

（組織）

第3条 検討会は、学識経験者、関連団体、公募市民、その他市長が適当と認める者で構成し、10名程度とする。

（座長及び副座長の職務）

第4条 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 検討会は、座長が招集し、座長が議長となる。

（意見聴取）

第6条 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 検討会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。